

2025年4月3日



CAD/CAM 冠用材料のトレーサビリティシールに関する 注意喚起

CAD/CAM 冠用材料（以下、製品）に同梱している「トレーサビリティシール（以下、シール）」は、厚生労働省通知「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」において「製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。」とされています。

しかしながら昨今、フリマアプリやオークションサイト等でシールが出品・売買されるという不適切事案の発生が確認されています。

実際に使用した製品およびロット番号と異なるシールを使用し、診療した事実と異なる記録によって診療報酬を請求することは、健康保険法違反の不正請求に該当することから、製品に同梱されたシール以外のシールを使用することは認められません。適切な管理・使用をお願いいたします。

加えて、シールの出品・売買は、不正請求を惹起する行為であることから、決しておこなわないようお願いいたします。